

2. 賃金に関する基準

2-1.最低賃金

Q：どうなる？こんなトラブル！

日給制なのですが、労働時間で割ると、最低賃金を下回っています。これって許されるのですか？

A：これがルール！

時間あたりの額が最低賃金を下回っていることは許されず、差額の支払いを求めることができるほか、罰則も定められています。

■最低賃金とは

ごく一部の例外的なケース（労働基準監督署長の許可を得た場合）を除けば、どのような雇われ方であっても、時間あたりの賃金額を、最低賃金法で定められた基準より低くすることはできません。これは、契約社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず同じです。

最低賃金の基準は都道府県ごとに定められており、実際に働いている事業所のある都道府県の基準が適用されます。

最低賃金には、一律に適用される最低賃金額のほか、産業の種類によっては、これよりも高い基準が定められていることがあります。例えば、東京都の場合、下の表のように定められています。

最低賃金に満たない額しか支払われていなかったときは、その差額を請求できます。また、最低賃金を下回る賃金で労働をさせると、その雇い主は処罰されます。

■最低賃金の計算

最低賃金に達しているかどうかは、支払われた時間あたりの賃金額と比較して判断します。

時給制であればその時給ですが、日給制や月給制の場合は、その日やその月の所定労働時間（働くとされている労働時間）で割って計算します。出来高制の部分は、実際の労働時間で割って計算します。

ただし、この計算にあたっては、

①祝い金や見舞金など臨時に支払われた賃金、

- ②賞与などの1か月を超えた期間ごとに払われる賃金、
- ③所定外・時間外・休日や深夜の労働に対する割増賃金、
- ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当 は含めません。

最低賃金には、都内の全産業に適用される「東京都最低賃金」と、特定の産業に適用される「産業別最低賃金」があります。

最低賃金の名称		時間額	効力発生日
地域別	東京都最低賃金	1,072 円	令和 4 年 10 月 1 日 (令和 3 年の額から 31 円引き上げ)
特定 (産業別) 最低賃金	鉄鋼業	現在、左記の特定（産業別）最低賃金は、全て地域別最低賃金を下回っているため、全ての業種について、東京都最低賃金「1,072 円」が適用されます。	
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業		
	業務用機械器具、 電気機械器具、 情報通信機械器具、 時計・同部分品、 眼鏡製造業		
	自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、 舶用機関製造業、 航空機・同附属品製造業		

(令和 4 年 10 月 1 日現在)

★最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入されません。

- ① 祝い金や見舞金など臨時に支払われた賃金、
- ② 賞与などの1か月を超えた期間ごとに払われる賃金、
- ③ 所定外・時間外・休日や深夜の労働に対する割増賃金、
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

★ 最低賃金は毎年改定されますので、詳しくは東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614)、または最寄りの労働基準監督署（巻末 困ったときの相談窓口）までお問合せください。